

# 労働者の人の良さにつけ込む企業

雇用・生活・将来不安の非正規雇用労働者

K運送で働くCさんが労働相談に訪れる。

夜勤専門の職場で、重い荷物を運び作業中に腰痛を発症。翌日には病院に行ったが、その後も痛みが続き、会社を休むこととなった。

このままでは不安なので、労災適用を会社に求めたが、会社は良い返事をしない。休み続けているため、更に不安が増加し、身体が動けるようになったら職場復帰できるようにしたいとの気持ちから労働契約期間満了直前に相談に訪れる。

土日は競輪場で警備の仕事をしており、非正規雇用のWワークである。競輪場の仕事では月に4万円前後の収入となるが、腰痛の状況から荷役職場は無理な状態が続く。

K運送との契約は日給、以前は期間の定めのない契約であったが、何時からか2ヶ月契約の更新となっていた。社会保険が全くないため、会社は働けるようになったら雇うということにCさんは安堵しているようであったが、企業負担をしないで労働者を消耗品とし

てしか考えていないブラック企業である。

当事者は、労働相談室のアドバイスを受け、会社と話し合いを続けるとのことであった。

しかしその後、8ヶ月が経過して再度相談に訪れる。Cさん個人では事態を改善できないことから、労働組合を紹介する。

既にCさんとK運送との雇用関係は切れていたが、労働組合は会社に労災申請に協力することを申し入れる。同時に、月4万円前後の駐輪場の収入では生活できないと判断し、貯金がなくなった段階で「生活保護」の申請を進める。

その後、K運送は社労士等が関わり、労災ではないと協力を拒否してきた。組合は単独で労災申請の手続きを進め、腰痛発症に対する企業責任を求めた。会社も経営が良くないことから弁護士を代理人に、労使の話し合いを求めてきた。結論的には、労災申請に会社が協力するとの回答を得、その後労災が認定され、企業責任も含め金銭解決で和解する。